

多様な財源確保策について

1 公用車広告について

(1) 現状 (概要)

「三重県行財政改革取組」「みえ県有財産利活用方針」に基づく平成 24 年度の取組として、県有財産を活用した収入確保を図るため、これまで取り組んできた自販機設置場所の貸付けや県民ホールへの広告掲載に加え、本年度から新たに公用車への有料広告の掲載を実施します。

(2) 募集概要 (案)

① 募集方法等

ア 募集方法

三重県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募します。

イ 広告主の決定

県民ホールのポスター広告と同様、広告主の業種及び広告の内容が公用車広告掲載基準に適合しているかを「三重県公用車広告掲載審査会」で審査したうえで、掲載の可否を決定します。

ウ 掲載期間

会計年度 (1 年) 単位とし、1 ヶ月単位の掲載も可能とします。ただし、再掲載を妨げないこととし、連続する広告の掲載期間は最長 3 年とします。

② 対象車両

ア 台数：約 40 台 (主に本庁舎で集中管理する公用車 88 台の約 1/2)

イ 車種：乗用車、ステーションワゴン、貨物、軽貨物、ワンボックス

ウ 1 台当たり年間走行距離：約 16,700 km (平成 23 年度実績)

エ 主な走行範囲：県内全域

③ 広告掲載料

ア 1 台当たり年額 30,000 円 (月額 2,500 円)

イ 同一の広告主が、同時に 4 台以上の公用車に掲載を行う場合は、1 台当たり月額 2,250 円 (複数台の申込みにメリットを持たすことで掲載台数を確保し、広告スペースの有効活用を図ります。)

(3) 今後の予定

6 月 20 日	総務地域連携常任委員会
7 月上旬～下旬	公募 (募集期間：4 週間)
8 月上旬	広告掲載審査会
8 月下旬	広告決定通知
8 月下旬～9 月下旬	広告主の準備期間
9 月末～	広告掲載実施

2 ネーミングライツについて

(1) 現状（概要）

多様な財源確保のため、「三重県行財政改革取組」に基づき、県有施設へのネーミングライツについて検討を行い、可能なものから順次導入を進めていきます。

(2) 県有施設に対するネーミングライツの導入に関する考え方

① ネーミングライツの概要

ア ネーミングライツとは

県有施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付ける権利です（ただし、条例上の施設名称は変更しません）。ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）には、県にネーミングライツ料（命名権料）を納めていただきます。

イ 導入の目的

ネーミングライツ・パートナーとの協創の下に、県有施設を有効に活用し、新たな財源の確保を図ります。また、これにより、県民サービスの維持・向上に繋がっていきます。

② 対象施設

県有施設のうち、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設について、施設の設置目的を考慮した上で、対象とします。

③ ネーミングライツ料の算定

施設の規模、入場者数、メディアへの露出状況、他県の状況等を勘案し、施設ごとに目安となる契約希望額（例：〇〇〇万円以上）を設定します。

④ 契約期間

3年以上を原則とし、各施設の性格や管理・運営形態等に応じて決定します。

⑤ ネーミングライツ・パートナーの募集

ア 募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則、公募します。

ただし、指定管理者制度導入施設においては指定管理者を優先交渉権者とし、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替えることとします。

なお、募集にあたっては、県ホームページへの掲載や、報道機関への資料提供などにより、幅広く周知します。

イ 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど、ネーミングライツを取得させることが適当でないと認められる者は、対象外とします。

⑥ 愛称

ネーミングライツにより命名される愛称は、施設の利用者である県民等の理解が得られるものとします。

なお、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更はできません。

⑦ ネーミングライツ・パートナーの選定・決定等

選定委員会を設置して、応募資格、経営状況、愛称案、ネーミングライツ料、契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を決定します。

また、候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

(3) 今後の予定

8月	基本方針の策定
9月～11月	導入施設、募集条件の検討